

随意契約理由書

工事名：一級河川 六軒家川外 六軒家川水門外水門遠隔自動操作設備工事

西大阪治水事務所が所管する西大阪地域の水門は、高潮及び津波時に閉鎖することで、府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、六軒家川水門および正蓮寺川水門について、全国瞬時警報システム（いわゆるJアラート）により津波情報を受信すると自動的に水門を閉鎖できる機能を付加するものであり、既に西大阪治水事務所に設置している全国瞬時警報システム受信装置等設備の改造（機能追加）等を実施するものである。

当該設備は、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、機能・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

従って、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない。

以上のことより、本工事を実施できるのは、当該設備を設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社以外にその能力を有するものがいないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書の徴取を省略し、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものである。